

条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十九号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百七十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(次項及び附則第五項において「改正後の特別職給与等条例」という。)及び第三条の規定による改正後の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(附則第五項において「改正後の教育長給与等条例」という。)の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

(知事の期末手当の特例)

3 知事の期末手当の支給についての改正後の特別職給与等条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の百七十五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

4 知事の期末手当の支給についての第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の百七十二・五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

(期末手当の内払)

5 改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び第三条の規定による改正前の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。